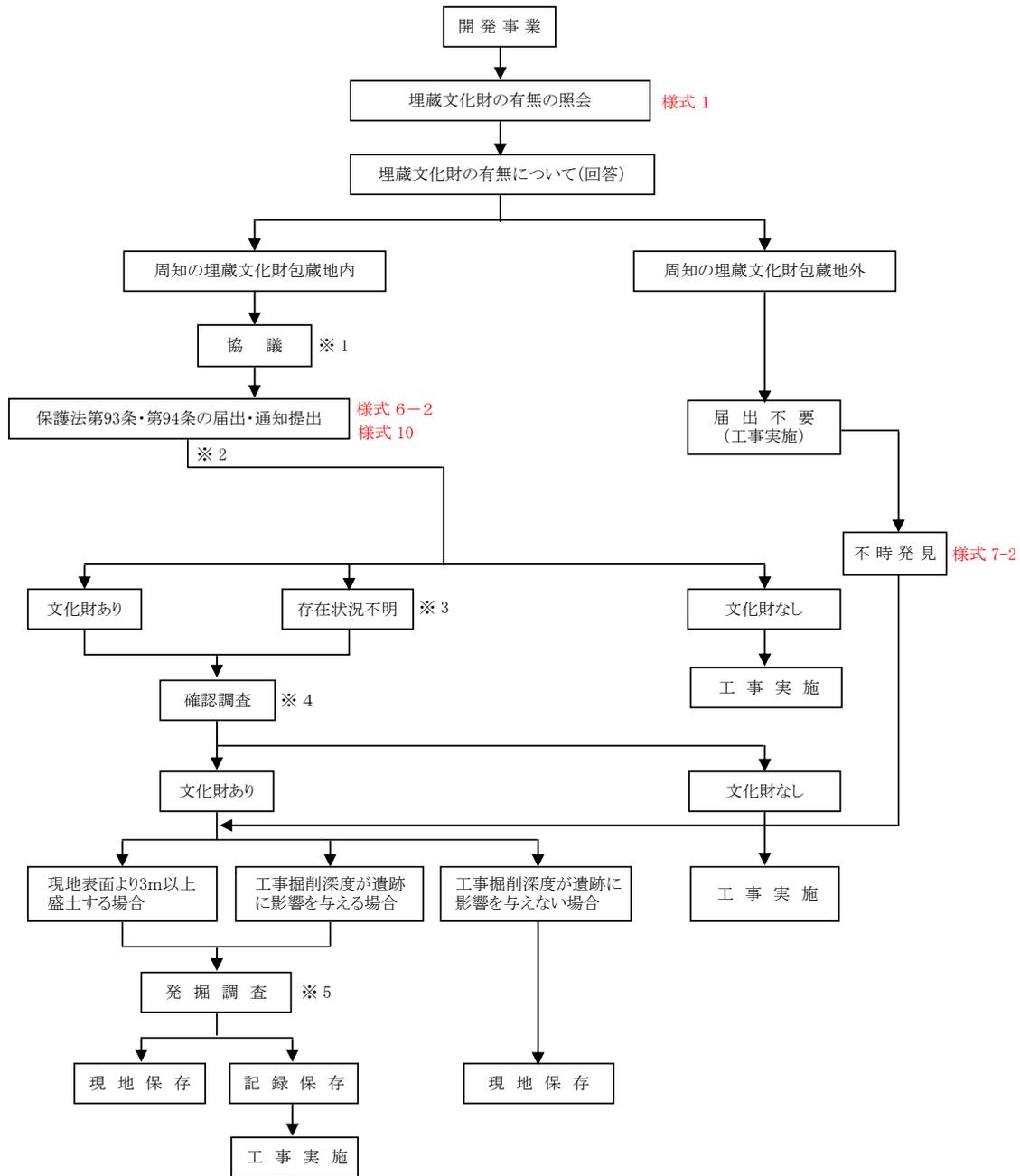


埋蔵文化財取り扱いの流れ

◎埋蔵文化財包蔵地において開発行為を予定されている場合には、埋蔵文化財の取り扱いについて加西市教育委員会と協議の上、文化財保護との調整について十分配慮願います。
 取り扱い協議は下記に示す手順を基本としますが、調整を円滑に行うためにも早い段階からの協議をお願いします。



- ※ 1 既存データ及び分布調査等により判断します。
- ※ 2 上下水道・ガス・電話・電気などの埋設、住宅の新築・増改築など工事の種別・規模・面積にかかわらず、土地を掘削する場合に提出が必要です。工事着手の60日前までに届出。
- ※ 3 周辺データがないものや、分布状況が不明なものは試掘調査を実施します。
- ※ 4 重機もしくは人力で掘削します。掘削する深さや要する日数は場所により異なります。
- ※ 5 発掘調査は、工事により文化財に影響が及ぶ部分について実施します。